

平成25年第7回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

平成25年12月3日(火)

午前10時00分開議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
(町長招集あいさつ)
- 第 3 議案第40号 平成25年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 4 議案第41号 平成25年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 5 議案第42号 平成25年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 6 議案第43号 平成25年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 7 議案第44号 平成25年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 8 議案第45号 平成25年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 9 議案第46号 永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第47号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第48号 永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第49号 永平寺町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第50号 永平寺町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第51号 永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第52号 永平寺町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の

一部を改正する条例の制定について

第16 議案第53号 永平寺町特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議案第54号 永平寺町給水条例の一部を改正する条例の制定について

第18 議案第55号 字の区域の変更について

第19 議案第56号 町道の認定について

第20 請願第2号 要支援者を介護給付から外すことに反対の意見書提出についての請願

第21 請願第3号 フリーゲージトレイン（FGT）を導入せず、特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続を求める意見書採択のための請願

第22 請願第4号 TPP交渉からの撤退を要求する請願

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（15名）

1番 小 畑 傳 君

2番 滝 波 登喜男 君

3番 金 元 直 栄 君

4番 齋 藤 則 男 君

5番 長 岡 千恵子 君

6番 原 田 武 紀 君

7番 川 治 孝 行 君

8番 川 崎 直 文 君

9番 多 田 憲 治 君

11番 長谷川 治 人 君

13番 松 川 正 樹 君

14番 渡 邊 善 春 君

16番 上 田 誠 君

17番 酒 井 要 君

18番 伊 藤 博 夫 君

4 欠席議員（1名）

10番 上坂久則君

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

| | | |
|--------|----|-------|
| 町 | 長 | 松本文雄君 |
| 副町 | 長 | 田中博次君 |
| 教育 | 長 | 宮崎義幸君 |
| 消防 | 長 | 竹内貞美君 |
| 総務課長 | 心得 | 平林竜一君 |
| 企画財政課 | 長 | 小林良一君 |
| 会計課 | 長 | 伊藤悦子君 |
| 監理課 | 長 | 南部顕浩君 |
| 税務課 | 長 | 川上昇司君 |
| 住民生活課 | 長 | 野崎俊也君 |
| 環境課 | 長 | 山口真君 |
| 福祉保健課 | 長 | 山田幸稔君 |
| 子育て支援課 | 長 | 藤永裕弘君 |
| 農林課 | 長 | 河合淳一君 |
| 商工観光課 | 長 | 酒井圭治君 |
| 建設課 | 長 | 山下誠君 |
| 上水道課 | 長 | 山本清美君 |
| 下水道課 | 長 | 太喜雅美君 |
| 永平寺支所 | 長 | 酒井暢孝君 |
| 上志比支所 | 長 | 加藤茂森君 |
| 学校教育課 | 長 | 山田孝明君 |
| 生涯学習課 | 長 | 長谷川伸君 |
| 町立図書館 | 長 | 堀まさ美君 |

6 会議のために出席した職員

| | | |
|-------|---|------|
| 議会事務局 | 長 | 清水満君 |
| 書記 | | 君 |

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（伊藤博夫君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る11月22日、町長より平成25年第7回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げたところ、各議員におかれましては、ご健勝にて一堂に会し、ここに本議会が開会できますことを心より厚く御礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれていただきますことまことに喜ばしい限りであります。どうか傍聴の際は傍聴心得を熟読されまして、ご協力お願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されており、その写しを皆様のお手元に配付してあります。これをもって報告にかえます。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。

これより平成25年第7回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（伊藤博夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、7番、川治君、8番、川崎君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第2、会期の決定についての件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日、12月3日から12月18日までの16日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日、12月3日から12月18日までの16日間と決定しました。

次に、町長より本定例会に提出されました議案についての提案理由の説明を受けます。

松本町長。

○町長（松本文雄君） 平成25年第7回永平寺町議会定例会の開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し上げますとともに、町政の諸課題及び今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

ことしも残すところわずかとなり、本格的な冬の到来を感じさせる季節となりましたが、議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心よりお喜び申し上げます。第7回定例会のご案内を申し上げましたところ、ご多忙の中ご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、政府は、先月26日、米政策を大きく転換し、生産調整いわゆる減反政策について5年後をめどに廃止することや、補助金を見直す新たな政策を決定いたしました。

環太平洋連携協定（TPP）については、年内妥結に向けて交渉を続けておりますが、国益を損なわないよう強く望むものであります。

これらの農業を取り巻く環境が急激に変化する中、米づくりを中心とする本町の水田農業に与える影響への配慮や農地の有する多面的機能の確保の面からも、農家に大きな影響を及ぼすことがないように、きめ細かく対応することを強く求めるものであります。

消費税の引き上げに伴う景気悪化を防ぐための対応として、その後の持続的な経済成長につなげるため、政府は、12月中旬に閣議決定を予定している5兆円規模の経済対策について、十分その効果が地方に行き渡るような実効性を持った内容のものとするのが不可欠でありますし、地方重視の政策となるよう強く望んでいるところであります。

それではここで、町政の諸課題について申し上げます。

まず、道路網の整備についてであります。中部縦貫自動車道の建設促進につきましては、新たにできる福井北インターチェンジの盛り土工事を初め、越坂トンネル入口までの約2.2キロメートル区間において松岡高架橋や松岡インターチェンジの乗降ランプの上部工事が進められており、平成26年度供用開始に向け着実に工事が進捗しております。

永平寺東インターチェンジから上志比インターチェンジ間5.3キロメートルにつきましては、各地区内において橋梁架設工事や道路改良工事が重点的に進め

られております。

谷口高架橋では橋桁の架設工事を施工しており、年度内に完成する予定となっております。

また、轟地区では5本の橋梁架設計画のうち、轟1号橋と轟4号橋で橋梁下部工事に伴う準備工事や工事用道路に着手しております。

浅見トンネル西側の轟5号橋につきましては、既に下部工事が完成し、橋梁上部工事のための準備工に着手するとともに、上志比インターチェンジでは、福井方面への本格整備のための道路改良工事を進めており、平成28年度、永平寺大野道路全線供用開始に向け着実に工事が進んでいるところであります。

次に、県道稲津松岡線では、現在、中部縦貫自動車道本線を挟んで北側の70メートルと南側交差点の道路改良工事に着手しており、平成26年度には残りの南側100メートルを施工し、全線完了の予定であります。

また、国道416号吉野塚バイパスにつきましては、4車線化のための道路改良工事や荒川にかかる橋梁の架設工事が進められております。

次に、この冬の除雪対策について申し上げます。

最近、異常とも見られる気象による災害が多発しているところですが、気象庁の長期予報では、日本海側の降雪量は平年並みか平年より多いと予想されており、先月25日には町内の委託業者を、26日は町職員を対象とした除雪会議を開催し、除雪体制の万全を期すよう確認を行ったところであり、除雪車48台で町管理道路の除雪を行い、安全で円滑な交通の確保に努めてまいります。

次に、定住の促進について申し上げます。

町では、子育て家庭や未来の子ども応援の充実を初めとする子育て支援対策、企業・就労支援や企業立地促進事業等の雇用対策、誘客を目指した観光振興や町の魅力発信、PRに取り組む町の魅力づくり対策など、定住促進に積極的に取り組んでおります。

特に町の魅力発信の新たな取り組みとして、本年10月から週1回、毎週月曜日に町のPRコマーシャルを放映し、教育、子育て支援など永平寺町の魅力を発信しております。今後も内容や方法を工夫しながら、永平寺町の魅力を発信する事業として継続していきたいと考えております。

健康福祉施設「永平寺温泉 禅の里」につきましては、7月13日の営業開始以来順調に推移し、先月までの4カ月間で利用者が3万人を超え、先月23日、24日は3万人突破の感謝祭を開催いたしました。今後も引き続き、健康増進、

余暇の利用、介護の予防と町民のふれあいや交流の場となるようサービスの向上を図り、一層利用推進に努めてまいります。

それでは、本定例会にご提案いたします議案等について申し上げます。

まず、一般会計の補正予算（第5号）の主なものについて申し上げます。

歳出から申し上げますと、本年度当初の人事異動等に伴う人件費の補正を行っております。

総務費におきましては、旧京都電燈古市変電所について外観を保存するための補強工事及びライトアップ施設等の整備費と、永平寺口駅周辺整備に伴う永平寺口駅前広場及び歩道等の整備費を計上しております。

若者定住促進支援事業につきましては、申請件数の増が見込まれることから、若者の住宅取得に必要な経費や子育て経費に対する補助金の増額を行っております。

また、永平寺開発センターの耐震補強工事につきましては、消防庁舎新築工事に伴い早期の完成が必要であることから、年度内の発注に向けて整備費等を計上しております。

民生費におきましては、障害者福祉事業の充実による扶助費等の増額と、介護給付費等の増加による介護保険特別会計への繰出金を増額しております。

農林水産業費では、米の生産調整において、町が推奨する地域振興作物の作付面積と出荷数量の増加に伴う水田農業構造改革補助金等の増額と、人件費の補正に伴う農業集落排水事業特別会計への繰出金を増額しております。

土木費におきましては、町内で県が施工した道路の整備事業に対しましてそれぞれの事業ごとに定められた率による町負担金として、県営道路整備事業負担金を計上しております。

教育費であります。学校施設における屋内運動場の天井等の耐震対策として全ての小中学校の屋内運動場の総点検を行い、落下防止対策工事の要否を迅速かつ正確に行うための調査設計費を計上しております。また、特別支援教育体制を整えるため、松岡中学校と永平寺中学校の段差解消と階段手すり設置やトイレ改修等の整備費を計上しております。

以上により、本年度一般会計12月補正予算の総額は3億3,014万2,000円となった次第であり、これら歳出の財源となる歳入は、国庫支出金、県支出金、繰越金、町債を増額しております。

次に、国民健康保険事業特別会計を含む4つの特別会計と上水道事業会計の補

正予算について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）では、歳出で、実績見込みによる一般被保険者の療養給付費及び高額療養費の増額と、平成24年度の療養給付費負担金等の額が精算され確定したことに伴う国庫及び県支出金の返還金等で、総額1億52万円を増額し、歳入では、国庫支出金、県支出金、繰越金を増額しております。

介護保険特別会計補正予算（第2号）では、人件費の補正のほか、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、介護予防サービス給付費、特定入所者介護サービス費、介護給付費準備基金積立金等を増額し、総額6,552万3,000円の補正となっております。歳入は、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、繰越金等を増額しております。

下水道事業特別会計補正予算（第1号）、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、上水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、人件費の補正となっております。

次に、条例の一部改正について申し上げます。

本定例会にご提案いたします町条例の一部改正につきましては、延滞金の利率の見直しにかかわるものが主な改正点であります。地方自治法第231条の3の規定により、使用料、分担金、加入金等の督促、延滞処分等に関し、地方税法に準じて引き下げを行うものとなっております。

その他、吉野地区の団体営土地改良事業の換地処分に伴う字の区域の変更について、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、町道の認定であります。永平寺口駅周辺整備に伴う2路線の町道認定について、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

これら提案いたします議案等につきましては上程の都度ご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、本定例会の開会に当たり、議案等の概要と所信の一端を申し上げますが、議員各位におかれましては、町政発展に向けて一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

～日程第3 議案第40号 平成25年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第3、議案第40号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいま上程をいただきました議案第40号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の3ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,014万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,022万9,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、4ページから6ページにかけましての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

次に、第2条、地方債の変更につきましては、7ページの第2表、地方債補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、人事異動に伴います人件費の補正予算を各款項目ごとに計上しておりますが、詳細な説明は省略させていただきたいと思っております。

議案書の13ページをお願いいたします。

款2総務費、目5企画費、工事請負費8,335万1,000円につきましては、永平寺口駅周辺整備事業に伴います旧京都電燈古市変電所外観保存補強工事に5,915万6,000円。そのうち、外観保存補強工事費といたしまして5,340万7,000円、説明板設置工事費といたしまして132万円、ライトアップ施設整備工事費といたしまして442万9,000円、また駅前広場整備工事費といたしまして1,863万9,000円、駅前歩道整備工事費といたしまして555万6,000円の工事請負費をそれぞれ計上させていただきました。

後段の定住促進支援事業補助金320万6,000円につきましては、補助金の申請件数が見込み以上にあるため、補助金の増額分を計上させていただきました。

次に、目7支所費、永平寺開発センター耐震補強工事管理業務委託料658万

4, 000円につきましては、適切な工事管理により耐震補強工事を行うため、工事管理委託料を計上させていただきました。

後段の永平寺開発センター耐震補強工事2億1,045万1,000円につきましては、消防庁舎の新築工事に伴う耐震補強工事を平成26年9月末までに完成する必要があるため、耐震補強工事費を計上させていただきました。

15ページをお願いいたします。

中段の款3民生費、目3心身障害者福祉費、扶助費1,240万円につきましては、重度心身障害者（児）医療費の増に伴う扶助費の増額分640万円、後段の障害児通所給付費の増に伴う障害児給付費600万円の増額分をそれぞれ計上させていただきました。

16ページをお願いいたします。

上段の目4老人福祉費、繰出金296万9,000円につきましては、介護保険会計介護給付費繰出金450万円の増額、人事異動に伴います事務費等繰出金159万5,000円の減額、過年度分地域支援事業に伴う地域支援事業繰出金6万4,000円の増額分をそれぞれ計上させていただきました。

18ページをお願いいたします。

後段の款6農林水産業費、目3農業振興費、補助金284万2,000円につきましては、地域振興作物の作付面積と出荷数量が増加となったため、水田農業構造改革補助金234万2,000円の増額分と後段の永平寺町農業再生協議会補助金50万円につきましては、経営所得安定対策といたしまして、中島生産組合が法人化するための支援金をそれぞれ計上させていただきました。

20ページをお願いいたします。

款8土木費、目3道路新設改良費、県営道路整備事業負担金3,625万2,000円につきましては、県営道路整備事業に係る町負担金を計上させていただきました。

21ページをお願いいたします。

款10教育費、目1学校管理費、屋内運動場天井等脱落対策事業調査設計業務委託料577万5,000円につきましては、学校施設の屋内運動場の天井などの耐震対策を実施するよう国から通知がございましたので、つり天井や照明器具等の点検をするため調査委託料を計上させていただきました。

22ページをお願いいたします。

上段の目1学校管理費、工事請負費1,146万2,000円につきましては、

平成26年度に、松岡中学校及び永平寺中学校に学校生活に支援の必要な生徒が入学予定のため、支障を来さないよう段差の解消や階段手すりの設置及びトイレの改修などの工事費を計上させていただきました。

次に、これらの財源となります歳入の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

戻りまして、10ページをお願いいたします。

上段の款13国庫支出金、目1民生費国庫負担金、障害児施設措置費（給付費等）負担金300万円につきましては、障害児支援事業の障害児給付費の増に伴う国庫負担金の増額分を計上させていただきました。

次に、款13国庫支出金、目1総務費国庫補助金、社会資本整備総合交付金1,819万4,000円につきましては、旧京都電燈古市変電所の外観を保存するための補強工事及び駅前広場等の整備に係る国庫補助金を計上させていただきました。

下段の款18繰越金、純繰越金1億469万3,000円につきましては、12月補正予算に係る財源といたしまして、平成24年度からの純繰越金を計上させていただきました。

11ページをお願いいたします。

款20町債、合併特例債1億9,900万円につきましては、永平寺開発センター耐震補強工事の財源といたしまして合併特例債を計上させていただきました。

以上、議案第40号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算（第5号）についての提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議をいただき、ご決議賜りますようお願いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 金元です。

議案書の20ページの土木費の県営道路整備事業負担金3,600万、この内訳については説明書の13ページにいろいろ出ているんですが、こういう県の事業に対して、地方自治法ではいわゆる関係自治体からの負担金は本来おかしいということで、たしか県も国に対してそういう負担を求めるのはおかしいということは表明したことがあったと思うんですね。そういう中でも、なおかつこうい

うお金が引き続き徴収されています。

例えば町道の道路改修なんかでも、本来で言うたら地元負担というのは地方自治法上はおかしいというのが通説でありますけれども、これらについては町としてどう考えているかもありますけど、やっぱり県に対してどうしていくのか、どう求めていくかというのは町としてどう考えているのか、そのことだけ聞いておきます。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） ただいまのご質問でございますけれども、まず今の現在の現状で申し上げますと、道路法の第52条、これに基づいて市町村の分担金というものが定められております。もう1点につきましては、地方財政法の第27条、都道府県が行う建設事業に対する市町村の負担金というもので求められているわけでございますけれども、これにつきましては、やはり町といたしましても、本来、道路事業というものは施策の中での大きな事業の一つでございます。当然住民に対する観点からも非常に大きな利益があるといったことから、やはり町といたしましても、早期の着工、早期の完成を求めて県と協議をしながら、今後ともこういった形で一致協力をしながら、分担金のお支払いをしながら県の協力体制を整えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） きょう初日でいろいろ意見を言うつもりはないですが、ただ、それでいいのかという問題提起はされているわけで、それらについてまたぜひこの案件を付託していただいて、予算決算常任委員会で質疑していきたいと思っております。

よろしくをお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第3、議案第40号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算についての件を、会議規則第39条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を予算決算常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第4 議案第41号 平成25年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第5 議案第42号 平成25年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第6 議案第43号 平成25年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第7 議案第44号 平成25年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

～日程第8 議案第45号 平成25年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第4、議案第41号、平成25年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についてから日程第8、議案第45号、平成25年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの5件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、日程第4、議案第41号、平成25年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についてから日程第8、議案第45号、平成25年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの5件を一括議題とすることに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいま上程いただきました議案第41号、平成25年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についてから議案第45号、平成25年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまで一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第41号、平成25年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の29ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億52万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,297万4,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額につきましては、30ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

議案書の33ページをお願いいたします。

款2保険給付費、目1一般被保険者療養給付費、負担金8,156万4,000円の増額につきましては、一般被保険者療養給付費の実績見込みにより増額分を計上させていただきました。

下段の款9諸支出金、目2償還金、過年度分国庫支出金等返還金623万6,000円につきましては、平成24年度分の国庫及び県支出金の清算に伴う返還金を計上させていただきました。

次に、これらの財源となります歳入の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

戻りまして、32ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、目1療養給付費等負担金、療養給付費3,017万円の増額につきましては、一般療養給付費及び一般高額療養費の増額に伴う国庫負担金の増額分を計上させていただきました。

款10繰越金、前年度繰越金5,338万2,000円につきましては、12月補正予算に係る財源といたしまして、前年度からの繰越金を計上させていただきました。

以上、議案第41号、平成25年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についての提案理由の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第42号、平成25年度永平寺町介護保険特別会計補正予算(第2号)について提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の36ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,552万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,924万6,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出の予算の金額につきましては、37ページ、38ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

議案書の42ページをお願いいたします。

中段の款2保険給付費、目1居宅介護サービス給付費、負担金4,300万円につきましては、デイサービス、訪問介護等の利用者増に伴う居宅介護サービス給付費の実績見込みにより増額分を計上させていただきました。

43ページをお願いいたします。

款2保険給付費、目5施設介護サービス給付費、負担金2,900万円の減額につきましては、入所者数の減に伴う施設介護サービス給付費の実績見込みにより減額分を計上させていただきました。

後段の目9居宅介護サービス計画給付費、負担金800万円につきましては、居宅介護サービス計画給付費の実績見込みにより増額分を計上させていただきました。

44ページをお願いいたします。

中段の目6介護予防住宅改修費、負担金200万円につきましては、介護予防住宅改修費の実績見込みにより増額分を計上させていただきました。

46ページをお願いいたします。

上段の目1特定入所者介護サービス費、負担金300万円につきましては、特定入所者介護サービス費の実績見込みにより増額分を計上させていただきました。

中段の款3基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金2,504万5,000円につきましては、前年度繰越金のうち国庫等返還金を差し引いた額を基金積立金として計上させていただきました。

後段の款5諸支出金、目2償還金656万5,000円につきましては、過年度の給付費において支払基金に対する返還金が生じたため、計上させていただきました。

次に、これらの財源となります歳入の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

戻りまして、40ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、目1介護給付費負担金、現年度分負担金780万円につきましては、介護給付費の増に伴う国庫負担金の増額分を計上させていただきました。

中段の款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金、現年度分交付金1,044万円につきましては、介護給付費の増に伴う支払基金交付金の増額分を計上させていただきました。

後段の款7繰入金、目1介護給付費繰入金、現年度分繰入金450万円につきましては、介護給付費の増に伴う一般会計繰入金の増額分を計上させていただきました。

41ページをお願いいたします。

款8繰越金、前年度繰越金3,105万4,000円につきましては、12月補正予算に係る財源といたしまして前年度繰越金を計上させていただきました。

以上、議案第42号、平成25年度永平寺町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての提案理由のご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第43号、平成25年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の50ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,471万9,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額につきましては、51ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出につきましてご説明をさせていただきます。

54ページをお願いいたします。

人件費、職員給与等につきましては、人事異動等による増減については、款1総務費においては11万3,000円の減額、中段の款2下水道事業費、目2特定環境保全下水道維持管理費においては23万4,000円の増額、下段の目1公共下水道建設費におきましては31万9,000円の減額分をそれぞれ計上させていただきました。

次に、これらの財源となります歳入につきましてご説明をさせていただきます。

戻りまして、53ページをお願いいたします。

款4繰入金、目1一般会計繰入金19万8,000円の減額につきましては、人事異動等により、下水道事業特別会計歳出総額の減額に伴い、一般会計繰入金の減額分を計上させていただきました。

以上、議案第43号、平成25年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第44号、平成25年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の58ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ953万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,623万6,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額につきましては、59ページ、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出につきましてご説明をさせていただきます。

62ページをお願いいたします。

款1総務費、目1一般管理費、人件費、職員給与等953万5,000円につきましては、人事異動等により職員給与等2名分が増額となったことから、人件費の増額分を計上させていただきました。

次に、これらの財源となります歳入につきましてご説明をさせていただきます。

戻りまして、61ページをお願いいたします。

款3繰入金、目1一般会計繰入金953万5,000円につきましては、人事異動等による職員給与等の増額により、農業集落排水事業特別会計歳出総額の増額に伴い、一般会計繰入金の増額分を計上させていただきました。

以上、議案第44号、平成25年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由のご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第45号、平成25年度永平寺町上水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の66ページをお願いいたします。

第2条のとおり、収益的支出39万8,000円を追加いたしまして、補正後の収益的支出の予算総額を3億1,014万円とお願いするものでございます。

後段の第3条、資本的支出につきましては、10万5,000円を減額いたしまして、資本的支出の予算総額を2億4,425万4,000円とお願いするものでございます。

68ページの収益的支出につきましてご説明をさせていただきます。

款1水道事業費用、目4総係費の人件費、職員給与等39万8,000円につきましては、人事異動等により職員給与等4名分が増額となったことから、人件費の増額分を計上させていただきました。

後段の資本的支出についてご説明をさせていただきます。

款1資本的支出、目4事務費の人件費、職員給与等10万5,000円の減額につきましては、人事異動等により職員給与等2名分が減額となったことから、人件費の減額分を計上させていただきました。

以上、議案第45号、平成25年度永平寺町上水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明とさせていただきます。

以上、議案第41号、永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についてから議案第45号、永平寺町上水道事業会計補正予算についてまで一括して提案理由のご説明をさせていただきました。

よろしくご審議をいただき、ご決議賜りますようお願いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第4、議案第41号、平成25年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についてから日程第8、議案第45号、平成25年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの5件を、会議規則第39条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を予算決算常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第9 議案第46号 永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第9、議案第46号、永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（野崎俊也君） ただいま上程いただきました議案第46号、永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

この条例の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴いまして、永平寺町後期高齢者医療に関する条例について所要の改正をお願いするものでございます。

議案書79ページをごらんください。

この改正につきましては延滞金の利率に関する改正でございまして、中段から下にありますように、納期限の翌日から一月を経過した場合は年14.6%とあるものを特例基準割合に年7.3%を加えた割合とし、納期限の翌日から一月を経過するまでの期間においてその割合が年7.3%とあるものを、特例基準割合に年1%を加算した割合とし、その割合が年7.3%を超える場合については年7.3%とするものでございます。

なお、施行日につきましては、平成26年1月1日から施行するものでございます。

以上、議案第46号、永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第9、議案第46号、永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項の規定により、教育民生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第10 議案第47号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第10、議案第47号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） それでは、議案第47号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書の81ページをお開きください。

現在あります永平寺町介護保険条例の一部について、地方税の納期限後に納める場合に適用する延滞金の利率を引き下げるために地方税法が改正されたのに伴い、永平寺町介護保険条例で規定しています延滞金の利率を改正するため、今回提案させていただくものでございます。

現在あります条例に附則を設け、延滞金の割合の特例を追加いたすものでございます。改正の内容といたしまして、地方税法附則第3条の2の規定において、当分の間、延滞金について適用になっております特例基準割合の改正により、納期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間について、現行では年7.3%であるものを改定後は年3%に、また、納期限の翌日から納付までの期間について1カ月を除いて、現行では年14.6%あるものを改正後は年9.3%に改正するものでございます。

施行期日は26年1月1日からでございます。

以上、よろしくご審議いただきまして、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第10、議案第47号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項の規定により、教育民生常任委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件を教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

暫時休憩いたします。

(午前10時51分 休憩)

(午前11時05分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第11 議案第48号 永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第11、議案第48号、永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

下水道課長。

○下水道課長(太喜雅美君) それでは、ただいま上程させていただきました議案第48号、永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由をさせていただきます。

議案書の83ページをお開きください。

この条例の第13条は、平成26年4月1日より消費税及び地方消費税率が現在の5%から8%に改正されることに対応させていただくための改正でございます。

現在の使用料は、消費税及び地方消費税額を含めていただいております。現条例は消費税を含む料金表となっており、その料金で計算し、使用料とさせていただきます。今回の改正で消費税を含まない料金表にし、その料金表で計算した合計額に消費税及び地方消費税額を加えたものを使用料として徴収させていただきますよう改正するものでございます。

また、第17条は、他の下水道関係条例と整合をさせるため、第5項としまして延滞金の減免条項を追加させていただくものでございます。

附則第1条に関しましては、地方税法が平成25年3月30日に改正されたことに伴います延滞金利率の改正でございます。

なお、施行日は、第13条関係は平成26年4月1日、第17条及び附則第1条関係は平成26年1月1日となります。

以上、議案第48号、永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議いただき、ご決議いただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第11、議案第48号、永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第12 議案第49号 永平寺町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第12、議案第49号、永平寺町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（太喜雅美君） ただいま上程をさせていただきました議案第49号、永平寺町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきます。

議案書の85ページをお願いします。

この条例の第7条は、他の下水道関係条例と整合させるため、第5項としまして減免条項を追加するものでございます。

また、附則第1条に関しましては、地方税法改正による延滞金利率の改正で

ございます。

施行日は、平成26年1月1日となります。

以上、議案第49号、永平寺町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由とさせていただきます。

ご審議いただき、ご決議していただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第12、議案第49号、永平寺町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第13 議案第50号 永平寺町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第13、議案第50号、永平寺町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（山下 誠君） ただいま上程いただきました議案第50号、永平寺町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の87ページをお開きください。

今回の条例を改正する目的でございますが、地方税に係る延滞金の利率を改正する法律が成立したことに伴い、永平寺町特定公共賃貸住宅条例の延滞金の利率の改正をお願いするものでございます。

改正の内容でございますが、地方税法附則第3条の2の規定において、当分の間、延滞金について適用することとなっている特例基準割合の改正に伴い、附則

に延滞金の割合の特例を追加するものであり、納期限の翌日から一月を経過するまでの期間におきましては、年7.3%であるものを、改正後は特例基準割合に1%を加え、納期限の翌日から一月を経過した場合の年14.6%につきましては年7.3%に特例基準割合を加えた割合に改正するものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成26年1月1日から施行日とさせていただきます。

以上、よろしくご審議いただきまして、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 申しわけないです。

いわゆる公営住宅というのは消費税はかかってないんですか。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） かかってございません。

○議長（伊藤博夫君） ほかにないですか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第13、議案第50号、永平寺町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第14 議案第51号 永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第14、議案第51号、永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（太喜雅美君） ただいま上程させていただきました議案第51号、永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

この条例の第17条第1項は、先ほど説明させていただきました議案48号、永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてと同様に、消費税率の改正に伴う使用料関係の改正でございます。

また、附則第1条は、地方税法改正により延滞金利率の改正に伴うものでございます。

施行期日は、第17条第1項関係は平成26年4月1日、附則第1条関係は平成26年1月1日となります。

以上、議案第51号、永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明とさせていただきます。

ご審議いただき、ご決議いただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第14、議案第51号、永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第15 議案第52号 永平寺町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第15、議案第52号、永平寺町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（太喜雅美君） ただいま上程いただきました議案第52号、永平寺町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明をさせていただきます。

この条例の附則第1条は、地方税法改正に伴い延滞金利率を改正するものでございます。

施行日は、平成26年1月1日となります。

以上、ご審議いただき、ご決議いただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第15、議案第52号、永平寺町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第16 議案第53号 永平寺町特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第16、議案第53号、永平寺町特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（太喜雅美君） ただいま上程いただきました議案第53号、永平寺町特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明をさせていただきます。

93ページをお願いします。

第11条第1項に関して、都市計画法第75条第4項を準用し、他の下水道関係条例と整合させるため、延滞金利率を「14.6」を「14.5」、「7.3」

を「7. 25」に改正するものでございます。

また、附則第1条は、地方税法改正により延滞金利率の改正に伴うものでございます。

施行日は、平成26年1月1日となります。

以上、議案第53号、永平寺町特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由とさせていただきます。

ご審議いただき、ご決議をよろしく申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第16、議案第53号、永平寺町特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第17 議案第54号 永平寺町給水条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第17、議案第54号、永平寺町給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上水道課長。

○上水道課長（山本清美君） それでは、議案第54号、永平寺町給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

議案書の95ページ、96ページをお願いしたいと思います。

今回の条例制定は、これまでの下水道条例と同様に、消費税及び地方消費税の

税率引き上げに伴う改正でございます。

上水道の条例ではこれまで、料金で23条、加入負担金で29条、この表におきまして別表で消費税の税を含んだ金額を表示していましたが、今回の改正で外税方式の形として消費税抜きの基本料金を条例上に記載させていただく内容でございます。また、消費税を乗ずることによりまして1円未満の端数が出ますが、これは切り捨てた金額を請求金額とさせていただき、その内容を条例上に記載をさせていただきました。

本条例の施行期日は、平成26年4月1日からでございます。

以上、簡単ですけど、今回の条例制定とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第17、議案第54号、永平寺町給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第18 議案第55号 字の区域の変更について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第18、議案第55号、字の区域の変更についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（河合淳一君） ただいま上程いただきました議案第55号、字の区域の変更について。

97ページをお願いいたします。

今回の吉野地区団体営土地改良事業につきましては、去る平成20年12月議会において、土地改良法第96条の2の2項の規定に基づき、事業計画の開始に

ついて議会の議決をいただいております。

今回、区画整理事業の換地処分に伴う字の区域の変更が必要になりましたので、地方自治法第260条の第1項の規定に基づき、字の区域の変更について議会の議決をお願いするところでございます。

議案書の98、99ページをお願いいたします。

まず98ページの変更調書につきまして、5字の編入につきましては、変更図1番のところの11字の各地番を編入することをお願いいたします。

次に、調書の6字への編入につきましては変更図の2番、2字の各地番及び5字の各地番につきましては変更図の3番でございます。また、9字の各地番につきましては変更図の4番が該当いたします。

次に、11字への編入につきましては変更図の5番、5字の各地番が該当いたします。同じく、松岡吉野11字43番に隣接する水路は変更図の6番のところの6字が該当いたします。

次に、調書の13字への編入につきましては変更図の7番、16字の各地番を編入するというところで字区域の変更をお願いするところでございます。

以上、議案第55号の議案説明の理由とさせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第18、議案第55号、字の区域の変更についての件を、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第19 議案第56号 町道の認定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第19、議案第56号、町道の認定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（山下 誠君） ただいま上程いただきました議案第56号、町道の認定について提案理由のご説明を申し上げます。

永平寺口駅周辺整備事業、これにおける新たな道路整備により、道路法第8条第2項の規定による2路線の町道の認定をお願いするものでございます。

議案書の100ページをお願いいたします。

認定路線といたしまして、永平寺町東古市区域内、番号1番、町道路線名、町道永平寺口駅西線、永平寺町東古市7字5番7地先を起点とし、同10字47番5地先を終点といたします。延長256.5メートル、幅員4メートルから6.5メートルでございます。

次に番号2番、町道路線名、町道永平寺口駅ロータリー線、永平寺町東古市10字47番5地先を起点とし、同9字85番2地先を終点とする延長132.5メートル、幅員7メートルから12メートルでございます。

また、議案書の101ページに、資料といたしまして着色路線図を添付させていただきましたのでご参照ください。

以上、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第19、議案第56号、町道の認定についての件を、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第20 請願第2号 要支援者を介護給付から外すことに反対の意見書提出についての請願～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第20、請願第2号、要支援者を介護給付から外

すことに反対の意見書提出についての請願の件を議題といたします。

この請願書はお手元に配付しました請願文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、請願文書表のとおり、教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。よろしくお願ひしたいと思います。

～日程第21 請願第3号 フリーゲージトレイン(FGT)を導入せず、特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続を求める意見書採択のための請願～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第21、請願第3号、フリーゲージトレイン(FGT)を導入せず、特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続を求める意見書採択のための請願の件を議題といたします。

この請願書はお手元に配付しました請願文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、請願文書表のとおり、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第22 請願第4号 TPP交渉からの撤退を要求する請願～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第22、請願第4号、TPP交渉からの撤退を要求する請願の件を議題といたします。

この請願書はお手元に配付しました請願文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、請願文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中

に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(午前11時32分 休憩)

(午前11時32分 再開)

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日4日から8日までを休会といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、明日4日から8日までを休会といたします。

9日は定刻より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

(午前11時33分 散会)